

真狩村国土強靱化地域計画

令和2年3月

令和7年3月改訂

目 次

第1章 はじめに

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 計画の策定趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 真狩村地域防災計画と真狩村国土強靱化地域計画 | 2 |

第2章 真狩村強靱化の推進目標

- | | |
|---------------|---|
| 1 真狩村強靱化の推進目標 | 3 |
| 2 事前に備えるべき目標 | 3 |

第3章 脆弱性評価

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 脆弱性の考え方 | 4 |
| 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 | 5 |
| 3 評価の実施手順 | 5 |
| 4 評価結果 | 6 |

第4章 真狩村強靱化のための施策プログラム

- | | |
|-----------------------|---|
| 1 施策プログラム策定の考え方 | 8 |
| 2 施策推進の指標となる目標値の設定 | 8 |
| 3 施策の推進 | 8 |
| 【真狩村強靱化のための施策プログラム一覧】 | 9 |

第5章 計画の推進管理

- | | |
|------------|----|
| 1 計画の推進期間等 | 18 |
| 2 計画の推進方法 | 18 |

- | | |
|---------------------|----|
| 別表1 真狩村強靱化に関する脆弱性評価 | 19 |
|---------------------|----|

- | | |
|------------------------|----|
| 別表2 真狩村国土強靱化のための推進事業一覧 | 28 |
|------------------------|----|

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対するわが国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、真狩村においても、平成 5 年 7 月 12 日北海道南西沖地震や平成 30 年 9 月 6 日胆振東部地震を経験し、平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書（北海道）の中で、南西部に位置する黒松内低地断層帯の地震発生確率 5%と高い確率で想定されるほか、過去の経験から、豪雨・暴風・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成 26 年 6 月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成 27 年 3 月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

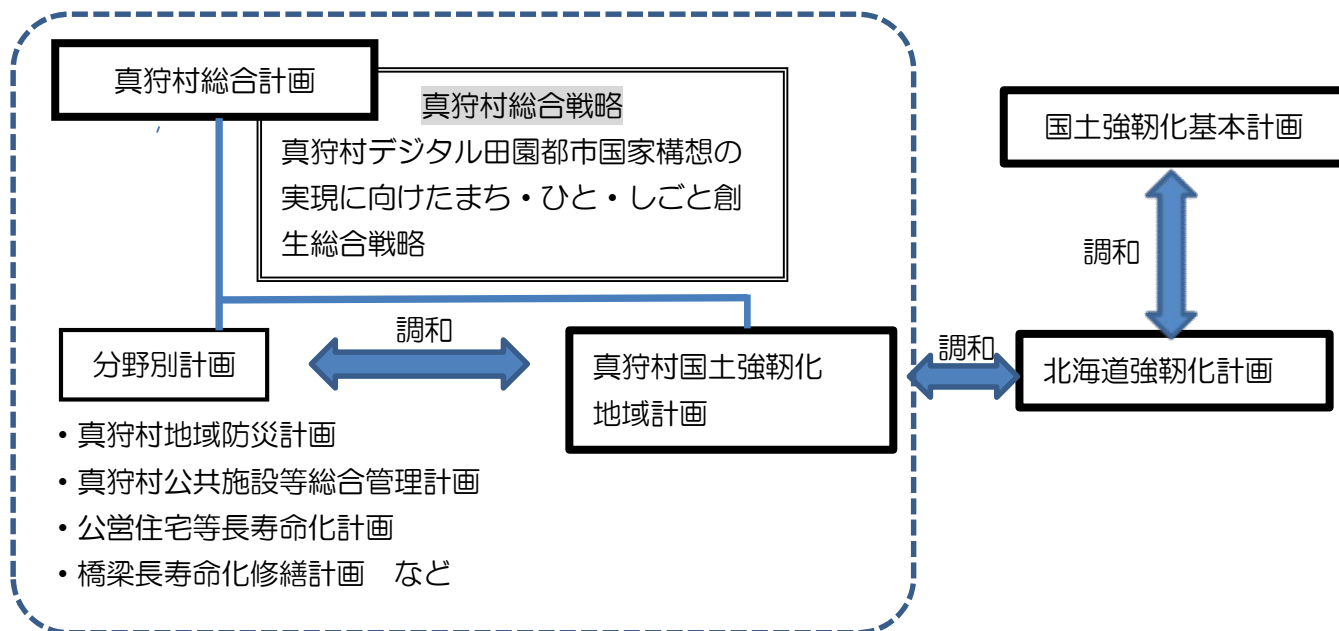
この間、真狩村においても、東日本大震災や平成 28 年 2 月、平成 29 年 4 月、平成 30 年 3 月及び平成 30 年 9 月と立て続けに見舞われた暴風や豪雨の教訓を踏まえ、防災・減災のための取組の強化を図ってきたところである。

真狩村における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から村民の生命・財産を守り、本村の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者及び村民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

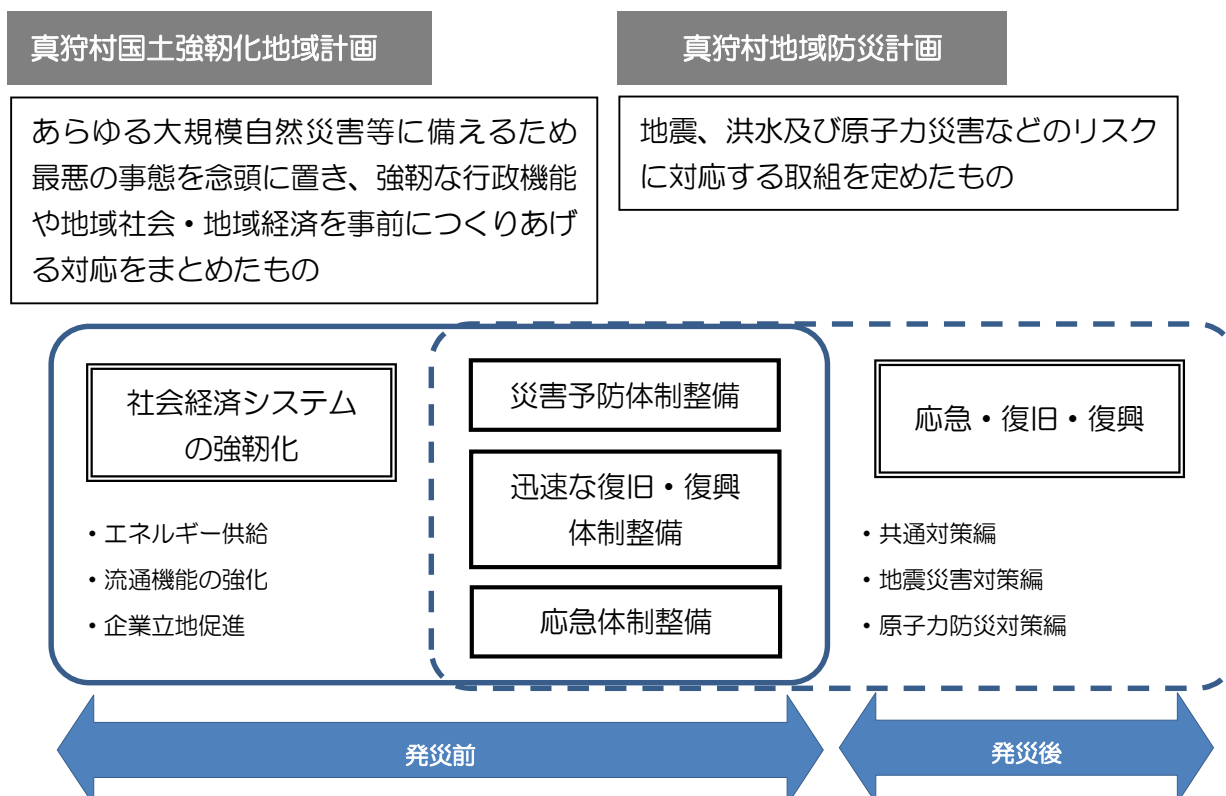
こうした基本認識のもと、北海道強靱化計画に調和した取組を進めるためにも、真狩村における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「真狩村国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について、真狩村における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、真狩村総合計画や他の分野別計画と整合性を図りながら、重点的・横断的に推進する計画として、地域防災計画や産業、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策の指針となるものである。



3 真狩村地域防災計画と真狩村国土強靱化地域計画



第2章 真狩村強靱化の推進目標

1 真狩村強靱化の推進目標

真狩村強靱化の推進目標は、大規模自然災害から村民の生命・財産を守り、本村の重要な社会経済機能を維持することと、国の基本目標や北海道強靱化の目標を踏まえ、真狩村の現状や災害の切迫性等に応じて次のように定める。

真狩村の基本目標

- (1) 人命の保護が最大限に図られること
- (2) 村及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興がなされること

2 事前に備えるべき目標

本村は、「蝦夷富士」と呼ばれ親しまれている羊蹄山の南麓にあり、東の尻別岳、南西の昆布岳、北西のニセコ連邦に囲まれた盆地に位置し、風力は比較的弱く、風水害は少ないが積雪は多く、寒気が比較的厳しい気候となっている。

近年の異常気象により、風害による倒木被害や土砂災害警戒区域の指定箇所もあることから、今後想定される大規模自然災害に対し、次のように備えるべき目標を定める。

事前に備えるべき目標

- (1) 災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる。
- (2) 災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- (3) 災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。
- (4) 災害発生後であっても、必要不可欠な経済活動を維持する。
- (5) 災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- (6) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (7) 迅速かつ円滑な普及・復興活動を確保する。

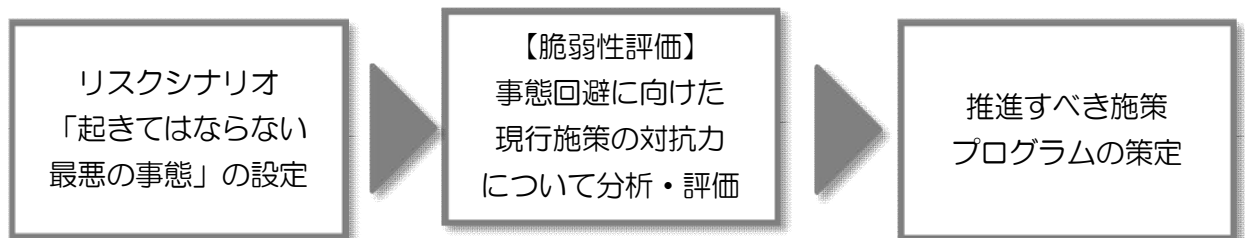
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本村としても、真狩村国土強靱化地域計画に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・過去に村内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本村に甚大は被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・また、国土強靱化への貢献という観点から、村内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など道外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本村の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本村の地域特性等を踏まえるとともに、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本村の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと18の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 18の「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 異常気象等による浸水被害の発生
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 村内外における行政機能の大幅な低下
4	経済活動の機能維持	4-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
5	ライフラインの確保	5-1 エネルギー供給の停止
		5-2 食料の安定供給の停滞
		5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		5-4 村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現行の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は巻末の別表1「真狩村強靱化に関する脆弱性評価」のとおりであり、7つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果のポイントを以下のとおり提示する。

① 「人命の保護」に関する事項

道路施設をはじめ防災上重要な公共施設について、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえた施設整備を着実に実施する必要がある。また、これらの公共施設をはじめとした建築物等について、今後老朽施設が増加することも見据え、耐震化や長寿命化に向けた取組を計画的に行う必要がある。

各種災害に対応した警戒区域の指定やハザードマップの更新、避難計画の策定、防災訓練の実施などソフト面の対策について、国や道など関係機関と連携し、対応を強化する必要がある。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要がある。

災害時の避難誘導などの確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や住民等への情報伝達体制を強化する必要がある。

住民だけではなく、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達や避難誘導體制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要がある。

② 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

被災地への救助・救援活動や医療支援、物資供給など災害対応については、関係行政機関の連携体制はもとより、民間企業等との協力体制が整備されてきているが、これらの体制の一層の強化を図るとともに、村外の災害対応も視野に入れた取組が必要である。

災害対応における物資の備蓄や避難場所の確保などについて、引き続き地域間連携による支援体制の整備を更に進める必要がある。

③ 「行政機能の確保」に関する事項

大災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、本村における業務継続体制の一層の強化を図る必要がある。

村内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、行政間の応援・受援体制の整備を図る必要がある。

④ 「経済活動の機能維持」に関する事項

災害時における村内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、業務継続体制が十分に整備されていない村内企業の体制整備を促進する。

⑤ 「ライフラインの確保」に関する事項

食料の備蓄やエネルギーの安定供給に向け、継続的に取組の強化を図る必要がある。

村民生活を支える基本的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要がある。

交通ネットワークの整備は、本村の強靱化はもとより、北海道強靱化の根幹を支えるものであり、広域分散型の北海道において災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うための代替性の高い地域間交通ネットワーク強化とともに、分散型の国土形成の基盤となる高規格幹線道路など高速交通ネットワークの一層の充実を図る必要がある。

⑥ 「二次災害の抑制」に関する事項

二次災害の抑制のため、森林の計画的な整備や農地の保全管理を推進し、国土保全機能を維持する必要がある。

⑦ 「迅速な復旧・復興等」に関する事項

災害の迅速な復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。

復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保等に向けた取組を推進する必要がある。

第4章 真狩村強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本村における強靱化施策の取組方針を示す「真狩村強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本村のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで取組むべきハード・ソフト両面からの施策を18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策の推進にあたり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等の積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の推進

施策の推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の推進を図る必要がある。

そのため、真狩村総合計画や他の計画との整合性を図りながら、緊急性の高い項目を優先することとし、毎年度の予算編成や施策の進捗状況等を踏まえ、さらなる施策の推進について、努めることとする。

【真狩村強靱化のための施策プログラム一覧】

1 人命の保護

1-1 地震等による建物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【住宅・建築物等の耐震化】

- 「真狩村耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細やかな対策を実施する。
- 多くの住民等が利用する公共施設等について、耐震化率を維持する。

【建築物等の老朽化対策】

- 公共建築物の老朽化対策については、各施設管理者が計画的な維持管理や施設の更新を実施する。

【避難場所等の指定・整備】

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所及び避難所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の住民周知を図る。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所についても住民周知を図る。

指標	現状値	目標値	実施主体
役場庁舎の耐震化	100%	現状維持	村
小中学校の耐震化	100%	現状維持	村
公共施設の耐震化	100%	現状維持	村
社会福祉施設の耐震化	100%	現状維持	村
真狩村公営住宅等長寿命化計画の策定	策定済（R6）		村
上記計画に基づく整備の推進	0%	R7 より順次実施	村

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【警戒避難体制の整備】

- 活火山である羊蹄山を抱える地域にあるため、関係機関の連携のもと警戒避難体制の整備を進める。

【土砂災害警戒区域等の指定】

- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害警戒区域等の指定を行ってきている。また、土砂災害が危惧される場所等を網羅したハザードマップの更新により、住民周知を図る。

指標	現状値	目標値	実施主体
土砂災害警戒区域の指定	100%	現状維持	村
ハザードマップ等の更新	更新済	随時更新（R9）	村

1-3 異常気象等による浸水被害の発生

【洪水ハザードマップの更新】

○浸水想定区域図に基づきハザードマップを更新する。

【河川改修等の治水対策】

○河川改修などの治水対策については、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。

指標	現状値	目標値	実施主体
ハザードマップ等の更新	更新済	随時更新（R9）	村

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【暴風雪時における道路管理体制】

○暴風雪時において、通行規制等の情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。

【除雪体制の確保】

○各道路管理者の基準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。

指標	現状値	目標値	実施主体
堆雪スペースの確保等	100%	現状維持	村
除雪機械の更新	除雪専用車 8台	除雪専用車更新 （R7） ドーザ更新（R10） 除雪トラック更新 （R11） ロータリ更新 （R12）	村

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【積雪寒冷を想定した避難所等の対策】

○避難所における非常用電源の整備を計画的に進める。

○避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を計画的に進める。

指標	現状値	目標値	実施主体
避難所の非常用電源の整備	役場庁舎 （R1）	公民館、保健福祉センターの整備 100% （R2～3）	村

		必要に応じ更新・増強	
避難所備品の整備	毛布 410枚 発電機 12台 暖房器具15台	備蓄品の更新及び追加 (毎年実施)	村

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報共有化】

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図り、関係機関から災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図る。

【住民等への情報伝達体制の強化】

- 住民等への災害情報の伝達にあたって防災行政無線を活用するほか、ホームページを活用した情報提供やＬアラート（公共コモンズ）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。
- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成・更新、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。

【地域防災活動、防災教育の推進】

- 町内会等に自主防災組織の結成を促進するとともに、地域防災に関する実践活動のリーダーの養成を通じて、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
- 防災教育の推進に向け各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関との連携・協働を図る。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施及び体験型の防災教育など、学校における防災教育の推進を図る。

指標	現状値	目標値	実施主体
自主防災組織の育成	組織率 6%	組織率 20%	村
防災訓練の実施	実施回数 0回	実施回数 1回/年	村
防災無線のデジタル化	防災無線配布率 100% (R1)	現状維持	村

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【支援物資の供給等に係る連絡体制の整備】

○物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。

【非常用物資の備蓄促進】

○大規模災害時において応急物資の供給・調達対応を図るため、備蓄整備方針の策定に努め、物資調達等の体制整備に取り組む。

○支援制度の活用などを通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けて取組を促進する。

○家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、村民の自発的な備蓄について、啓発活動を強化する。

指標	現状値	目標値	実施主体
防災関連協定の協定数	12 件	石油燃料の協定締結（R9）	村

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【防災訓練等による救助・救急体制の強化】

○各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊などの各防災関係機関との連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。

○消防団員の確保を円滑に進めるため、消防団に対する理解を向上させる広報活動を推進する。

○消防職員、消防団員の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。

【自衛隊体制の維持・拡充】

○大規模災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関において連携した取組を推進する。

【救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備】

○災害対応能力の強化に向け、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。

指標	現状値	目標値	実施主体
消防団員の確保	46 名（R6）	50 名（R8）	村

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【被災時の医療体制の強化】

○災害時に医療機能を確保するため、体制を整備するとともに、応急用医療資機材の整備などを確実に推進する。

【災害時における福祉的支援】

○災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。

【防疫対策】

○災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策及び環境衛生を推進する。

指標	現状値	目標値	実施主体
協定の締結	指定管理者および福祉事業者との協定締結 50%	北海道福心会との協定締結 100% (R3)	村
予防接種法に基づく予防接種	麻しん・風しんワクチンの接種率 約 90%	現状維持	村

3 行政機能の確保

3-1 村内外における行政機能の大幅な低下

【災害対策本部機能の強化】

○災害が発生した場合に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置し、災害対策本部においては運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）を定め、定期的な実働訓練などを通じ、実施体制の検証、費用に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備を計画的に推進する。

○災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画等を適宜見直す。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。

【行政の業務継続体制の整備】

○災害発生時に行政サービスの機能低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を確保する。

○行政情報システム機能の維持・継続を図るための取組を推進する。

【広域応援・受援体制の整備】

○村内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、村外自治体との広域応援・受援体制の更なる構築を図る。

指標	現状値	目標値	実施主体
役場庁舎の耐震化	耐震化率 100%	現状維持	村
代替庁舎（消防署真狩支署）の耐震化	耐震化率 100%	現状維持	村

4 経済活動の機能維持

4-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【企業における事業推進体制の強化】

○大規模災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関との連携により、業務継続計画の策定を促進する。

指標	現状値	目標値	実施主体
企業の業務継続計画の策定	策定率 0%	支援を行う。	村

5 ライフラインの確保

5-1 エネルギー供給の停止

【避難所等への石油燃料供給及びLPガスの確保】

○LPガスは、北海道エルピーガス災害対策協議会と協定を締結しているが、石油燃料の供給のための協定は締結していないため、速やかに協定締結を行う必要がある。

○災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料及びLPガスが安定的に確保されるよう、平時からの情報共有や連携を促進する。

指標	現状値	目標値	実施主体
防災関連協定の協定数	12件	石油燃料の協定締結（R9）	村

5-2 食料の安定供給の停滞

【食料生産基盤の整備】

○平時、災害時を問わず食料供給機能を維持できるよう、防災・減災対策を含めた生産基盤の整備を着実に推進する。

【農業の体質強化】

○厳しい環境にある農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。

指標	現状値	目標値	実施主体
農家戸数	101 戸	現状維持	村
農家従業者数	381 人	現状維持	村

5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【水道施設の耐震化、老朽化対策】

○災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化目指し、今後更新期を迎える施設の設備機器や管路の更新等老朽化対策の計画的な整備を実施する。

【水道施設の防災機能の強化】

○災害時における水道施設の機能不全に備え、救急時給水拠点の確保や応急給水体制の整備を促進するとともに、防災機能の強化を促進する。

【下水道施設等の老朽化対策】

○災害時に備えた下水道事業業務継続計画を策定し、下水道施設の耐震化、浄化センター電気機械設備の更新等ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を計画的に行う。

指標	現状値	目標値	実施主体
下水道ストックマネジメント計画	策定済（R6）	現状維持	村
下水道事業業務継続計画	策定済（R5）	現状維持	村

5-4 村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【交通ネットワークの整備】

○広域的な交通アクセスの向上に向け、未改良区間等の早期整備を関係機関に積極的に要請していく。

○道道との連携や機能分担、村内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、村道の整備を計画的・効率的に進める。

【道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策】

○日常の道路点検等において、落石や土砂崩落等の危険箇所については、対策工事を計画的に推進する。

○橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、真狩村橋梁長寿命化修繕計画に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する。

指標	現状値	目標値	実施主体
橋梁の点検率	100%	5 年に 1 度の点検を継続	村
橋梁長寿命化計画の策定	策定済	見直しを継続	村
道路長寿命化計画の策定状況	策定済	主要道路について見直しを継続	村

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【森林の整備・保全】

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

【農地・農業水利施設等の保全管理】

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、多面的機能支払推進交付金事業をはじめとする地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

指標	現状値	目標値	実施主体
村有林における人工林の面積	152.16ha（R6）	現状維持	村
鳥獣被害防止計画の策定	策定済（H21）	3年に1度の見直しを継続（R6～）	村

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【災害廃棄物処理計画の策定】

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定など、廃棄物処理体制の検討を行う。

指標	現状値	目標値	実施主体
災害廃棄物処理計画の策定状況	策定済み	現状維持	村

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【災害対応に不可欠な建設業との連携】

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する地元建設業との連携体制を強化する。

【行政職員の活用促進】

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国、道及び市町村の行政職員の

相互応援体制を強化する。

指標	現状値	目標値	実施主体
建設業協会との応援協定の締結状況	未締結	早急に締結	村
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 (道・市長会・町村会)	締結済	現状維持	村
災害時の応援に関する協定 (財務省北海道財務局、知事、市長会、町村会)	締結済	現状維持	村

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は令和 7 年度～令和 11 年度の 5 年間とする。

また、本計画は、本村の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けられるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期にあわせて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

(1) 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行う必要がある。

そのため、施策プログラムの推進にあたっては、庁舎の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

(2) PDCA サイクルによる計画の着実な推進

計画の推進にあたっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくという計画・実施・評価・改善といった PDCA サイクルを構築し、真狩村強靱化の好循環を図っていく。

(3) 推進事業について

真狩村国土強靱化地域計画の推進にあたって、村が主体となって実施する事業については、別表 2 に記載するものとする。

真狩村強靱化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

1-1 地震等による建物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

○小中学校をはじめ、災害時に避難場所や災害対策の拠点となる役場庁舎の耐震化はすでに完了している。また、不特定多数が集まる施設の耐震化も完了しているが、一定規模の建築物に対する耐震診断が義務付けられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

○公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから「公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理・更新等を適切に行う必要がある。

(避難場所の指定・整備)

○災害時の対応拠点として活用される公共建築物については、耐震改修を終えているが、維持管理・更新等を適切に行うとともに、住民への周知を徹底する必要がある。

○高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所についても、住民周知を図る必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

○救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。

(その他)

○火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・庁舎の耐震化率 100%
- ・小中学校の耐震化率 100%
- ・公共施設の耐震化率 100%
- ・社会福祉施設の耐震化率 100%
- ・真狩村公営住宅等長寿命化計画 ⇒ 見直しの実施（R6）

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備）

○活火山である羊蹄山の南麓に位置し、いつ噴火の危険性が高まるかわからないことから、関係機関と連携し、警戒避難体制の整備を進める必要がある。

（土砂災害警戒区域等の指定）

○土砂災害警戒区域の指定は、北海道の基礎調査の結果から平成 29 年 2 月に 5 か所指定をした。指定箇所の住民への説明会を実施したが、ハザードマップの更新等により住民周知に努める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・土砂災害警戒区域の指定 ⇒ H29.2.7 5 か所指定
- ・ハザードマップ等の更新 ⇒ H25.12 作成（R9更新予定）

1-3 異常気象等による浸水被害の発生

【評価結果】

（洪水ハザードマップの作成）

○真狩村防災マップを作成・配布しているが、村民に対して周知を図り、防災訓練等の実施を検討する必要がある。

（河川改修等の治水対策）

○道、村では、それぞれの管理河川において、洪水を防止するための各種治水対策を行ってきている。今後、浸水被害等を受けた河川等があれば、重点的に対策を行うなど整備を進める。

【指標（現状値）】

- ・ハザードマップ等の更新 ⇒ H25.12 作成（R9 更新予定）

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

○冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行い、通行規制時の迅速な情報伝達に取組など、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

（除雪体制の確保）

○豪雪時の異常時においては、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、課題解決に向けた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・道路点検における堆雪スペースの確保、除雪体制に関する道路の要対策箇所の対策率 100%

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 【評価結果】 （積雪寒冷を想定した避難所等の対策） ○積雪や低温などの冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。 【指標（現状値）】 ・備蓄状況 毛布類 410 枚、発電機 12 台、暖房器具 15 台 （R1）
1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 【評価結果】 （関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報共有化） ○関係行政機関との防災情報の共有化が進められており、今後の被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。 ○迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、道路監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。 ○防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。 （住民等への情報伝達体制の強化） ○避難勧告等の発令基準について、住民周知を図る必要がある。 ○災害時における住民安否確認のため、安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。 ○防災行政無線やホームページなどによる住民等への災害情報の伝達だけではなく、Ｌアラート（公共コモンズ）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。 ○外国人客を含む観光客に災害情報の伝達手段が十分整備されていない状況にあり、観光客の安全・安心を確保するためにも災害情報の伝達体制を強化する必要がある。 ○災害発生時の避難等に支援を要する要配慮者に対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、効果的な運用を図る必要がある。 （地域防災活動、防災教育の推進） ○自主防災組織の組織率向上に向け、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。 ○防災教育の推進に向け、関係機関との連携・協働の促進を図る。 ○教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施及び体験型の防災教育など、地域・学校の実情に応じた避難訓練の実施など効果的な取組を行う必要がある。 【指標（現状値）】 ・自主防災組織率 6% ・防災訓練の実施件数 0 回 ・防災行政無線のデジタル化 完了（R1）

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

（支援物資の供給等に係る連携体制の整備）

○地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）

○家庭や企業等においては、被害想定や冬季間の対応など、2～3日分の食糧及び飲料水の自発的な備蓄を促進するため、啓発活動に取り組む必要がある。

○財政負担の軽減に配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・防災関係の協定件数 12 件（R9）
- ・備蓄食料 1,513 食（R6）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

（防災訓練等による救助・救急体制の強化）

○地域防災計画の推進や防災訓練など関係行政機関との連携を図るよう、消防、警察、自衛隊など相互の連携体制の強化を図り、災害対応に実効性を高めていく必要がある。

（自衛隊体制の維持・拡充）

○災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく協定を陸上自衛隊北部方面対舟艇対戦車隊と締結しているが、今後も大規模自然災害時に備え、連携強化を図る必要がある。

（救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備）

○村防災無線や羊蹄山ろく消防組合の救急無線等のデジタル化が図られたが、消防組合の高機能指令システムの更新など、今後も適正な維持管理や計画的な機器更新を行う必要がある。

○消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入や更新等、整備を図る必要がある。また、消防団の装備の拡充等行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・消防団員数 46 人（R6）

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（被災時の医療体制の強化）

○災害時の医療確保のため、医療拠点となる真狩村国民健康保険診療所（以下「村診療所」という。）の指定管理者と連携を図る必要がある。

○災害時の救命医療や被災地からの傷病者の受け入れなど災害時の医療拠点の機能を確保するため、村診療所において応急医療資機材の整備など、所要の対策を図る必要がある。

（災害時における福祉的支援）

○災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。

（防疫対策）

○災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するためには、平時からの定期予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 応急用医療資機材の整備
- ・ 予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率 91.5%（R6）

3 行政機能の確保

3-1 村内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

（災害対策本部機能の強化）

- 防災訓練などを通じ、災害対策本部機能や実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画や業務継続計画等の見直しなどを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 北海道胆振東部地震の経験を踏まえ、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、将来的な団員の担い手不足の課題もあり、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる役場及び消防庁舎の耐震化は図られているが、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など対応拠点としての業務を継続するための機能強化を図る必要がある。

（行政の業務継続体制の整備）

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を強化する必要がある。
- 本村の主要業務はクラウド化されており、業務継続性のためには、本村と IDC（インターネットデータセンター）をつなぐ、強靱なネットワーク網の構築を検討しなければならない。

（広域応援・受援体制の整備）

- 災害発生時において被害が発生した場合、被害の拡大や二次災害を防止するため各行政機関との間で協定や申合せを締結しており、災害時に有効に機能するよう平時から情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・役場庁舎の耐震化率 100%
- ・役場庁舎の非常用電源設置 設置済（R1）
- ・北海道開発局、北海道財務局との協定等締結済み

4 経済活動の機能維持

4-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

（企業における事業推進体制の強化）

- 村内企業の業務継続計画の策定を促進するため、国のガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、関係機関と連携しながら、その策定を支援する必要がある。災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・村内企業の業務継続計画の策定 0%

5 ライフラインの確保

5-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

（避難所等への石油燃料供給及びLPガスの確保）

○災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給及びLPガスを安定確保するため、北海道エルピーガス災害対策協議会とは応急・復旧活動の支援に関する協定を締結しているが、今後石油燃料供給に関する協定を締結する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・北海道エルピーガス災害対策協議会（H23）
- ・石油燃料供給に関する協定 未締結

5-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

○本村の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食糧需給に影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策など防災・減災対策も含め生産基盤の整備を行う必要がある。

（農業の体質強化）

○現在、本村の農業は担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め食料の安定供給に将来にわたって貢献していくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本村の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・農家戸数 101 戸（R6）
- ・農家従業者数 381 人（R6）

5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策）

○災害時においても給水機能を確保するため、耐震化を目指し、今後更新期を迎える施設の更新や維持管理など老朽化対策の計画的な整備を促進する必要がある。

（水道施設の防災機能の強化）

○水道施設が被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（下水道施設等の老朽化対策）

○下水道機能の確保のため、施設や浄化センターの電気機械設備等の計画的な維持管理に欠かせないストックマネジメント計画を策定し、今後、増大してくる老朽施設の改築・更新等を計画的に進めていく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・下水道ストックマネジメント計画 策定済（R6）
- ・下水道業務継続計画の策定状況 策定済（R5）

5-4 村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（交通ネットワークの整備）

○広域的な交通アクセスの向上に向け未改良区間等の早期整備を進める必要がある。

○村道の老朽化等に伴い、整備を計画的・効率的に進める必要がある。

○災害時における地域住民の移動手段を確保する必要がある。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

○落石や土砂崩落等の危険箇所については、順次対策工事を計画的に実施する必要がある。

○橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、真狩村橋梁長寿命化修繕計画に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

○農産物流通の向上など農業利用を目的に整備されて農道については、地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、機能保全対策を適切に推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・橋梁の予防保全率 100%
- ・橋梁の点検率 100%
- ・橋梁長寿命化修繕計画 策定済

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

（森林の整備・保全）

○大規模災害等に起因する森林の荒廃は、村全体の地域強靱化に影響を与えるため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地災害を防止するため、森林の多面的機能の発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。

○災害時における森林の多面的機能の発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

○農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・真狩村森林整備計画 策定済
- ・真狩村農業振興地域整備計画 策定済
- ・村有林における人工林の面積 152.16ha（R6）

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（災害廃棄物処理計画の策定）

○早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、『真狩村地域防災計画』に定める廃棄物等処理計画に基づき、北海道及び他市町村との連携のもと速やかに災害廃棄物の処理に関し必要な措置を講ずるものとする。

【指標（現状値）】

- ・真狩村地域防災計画 策定済（H30）
- ・真狩村災害廃棄物処理計画 策定済（R7.3）

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

○北海道と一般社団法人北海道建設協会において、災害時における応急対策業務に関する協定を結んでいるが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保など応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、真狩村建設協会との連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

（行政職員の活用促進）

○災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・建設協会との応援協定の締結状況 未締結
- ・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 （H20.6）

真狩村国土強靱化のための推進事業一覧

所管課係名	交付金事業名	実施個所又は事業名
【建設課】	道路メンテナンス事業補助金	第一小花井橋長寿命化修繕工事
		南部橋長寿命化修繕工事
		15号橋長寿命化修繕工事
		御保内橋長寿命化修繕工事
		第2御保内橋長寿命化修繕工事
		大和橋長寿命化修繕工事
		13号橋長寿命化修繕工事
		小大和橋長寿命化修繕工事
		6線橋長寿命化修繕工事
		7号線橋長寿命化修繕工事
		やしろ橋長寿命化修繕工事
		6号橋長寿命化修繕工事
		池田橋長寿命化修繕工事
		真狩村橋梁補修設計業務
		真狩村橋梁点検業務
		真狩村橋梁補修計画策定業務
	防災・安全交付金	除雪機械更新(除雪ドーザ、ロータリ除雪車、除雪トラック、除雪専用車)
		真狩村浄化センター電気機械設備更新事業
【産業課】	強い農業・担い手づくり総合交付金	経営体育成支援事業助成金
	担い手確保・経営強化支援交付金	担い手確保・経営強化支援事業助成金
	鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣被害防止総合対策事業補助金
	産地パワーアップ事業補助金	産地パワーアップ事業補助金
	多面的機能支払交付金事業補助金	多面的機能支払交付金事業補助金
	豊かな森づくり推進事業補助金	豊かな森づくり推進事業補助金
	森林環境保全整備事業補助金	村有林造林事業補助金
【羊蹄山ろく消防組合 真狩支署】	消防防災施設整備費補助金	防火水槽整備事業(加野地区)
		消防車両更新事業